

日光市

配偶者暴力相談支援センターのご案内

DVに関する専門相談窓口

「日光市配偶者暴力相談支援センター」に相談してください。

- 専門相談員が電話相談をお受けし、適切な支援機関を紹介します。
- 安全や自立を支援するための制度の利用についての情報提供、助言、関係機関との連絡調整などを行います。

専門相談員が

あなたの悩みや問題を受けとめ、一緒に考えます。

DVは、簡単に解決する問題ではありません。
一人で悩まず、関係機関にご相談ください。
身近にいる人が悩んでいたら、
相談機関に連絡するよう
アドバイスしてください。

日光市配偶者暴力相談支援センター



0288-30-4140

受付時間 平日 8:30~17:15(祝休日・年末年始を除く)
相談無料。秘密は守られます。

緊急時は迷わず警察110番へ

配偶者暴力防止法(DV防止法)が あなたの力になります

「配偶者暴力防止法」は、配偶者間の暴力の被害者を保護・支援するための法律です。

- 婚姻関係にある配偶者からの暴力
 - 事実婚の配偶者からの暴力
 - 暴力を受けた後に離婚(事実婚解消を含む)した配偶者からの暴力
 - 別居中の配偶者からの暴力
- ※国籍や在留資格を問わず、外国人被害者にも適用されます。

相談したい

■配偶者暴力相談支援センター

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、相談や相談機関の紹介をはじめ、さまざまな支援を行っています。

■警察

相談者の意思を踏まえ、配偶者の検挙、指導・警告、自衛・対応策についての情報提供などの適切な措置をとります。

■その他の機関

児童相談所や法務局、お住まいの市町村や福祉事務所でも相談を受付けています。

■法律的な相談

日本司法支援センター(法テラス)では法的トラブルに役立つ情報、弁護士・司法書士や各種団体などの情報を提供します。

逃げたい

■暴力を受けて緊急に避難したい

110番通報するか、最寄りの警察署または交番に駆け込んでください。

■ケガをしているとき

病院で治療を受け、診断書をもらい、警察に被害届を出すことも重要です。

■家を出る場合

身を寄せる場所がないときは、市町村の窓口、福祉事務所、配偶者暴力相談支援センターに相談してください。

あなたや

あなたの身近にいる人は

DVで 悩んでいませんか?

日 光 市

DV (ドメスティック・バイオレンス) とは

DVは、配偶者や交際相手など親密な関係にある者が、あらゆる暴力で相手を支配しようとする行為であり、人権侵害です。

DVをチェック!

～こんな経験はありませんか～

夫・妻・パートナーは…

- ☐ 機嫌が悪くなると物にあたるなど、あなたを怖がらせる行動や態度をとる
- ☐ 思い通りにならないと、なぐったり、けったり、髪を引っ張ったりする
- ☐ 「バカ」「おまえは何もできない」とののしる
- ☐ 無視する
- ☐ 「出て行け!」「くちごたえするな!」などと怒鳴りつける
- ☐ 暴力のあとで、「おまえが、暴力をふるわせんだ」などとあなたのせいにする
- ☐ 別れようとする「つきまといやする」「自殺してやる」などと脅す
- ☐ 携帯電話の着信履歴やメールなどを勝手にチェックしたり、無断で削除したりする
- ☐ 頻繁に電話やメールなどをしてきて、行動を細かくチェックする
- ☐ あなたが友人や家族と付き合うことを嫌がる
- ☐ 生活費を渡さない、または少額の生活費しか渡さない
- ☐ 家計の管理を独占して、お金の使い道を細かく報告させる
- ☐ 「誰のおかげで生活できるんだ」などに見下して言う
- ☐ あなたの気持ちや体調を無視して、キスや性行為を強要する
- ☐ 避妊に協力しない
- ☐ 子どもに危害を加えると言って暴力をほのめかし、脅す

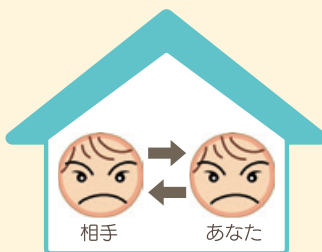
あなたは…

- ☐ 本当は優しい人だと思っている
- ☐ 今度こそ暴力が止まるのではと思っている
- ☐ 怒るのは、私が悪いからだと思っている
- ☐ どこに逃げても探し出されるとと思っている
- ☐ 子どものために我慢しようと思っている

1つでもチェックがついたら、
それはDVかもしれません!

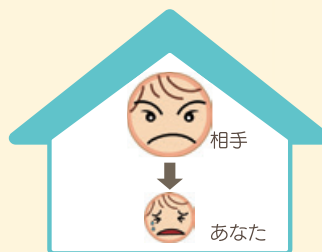
※一人で抱え込まないで、ご相談ください

けんかとはDVの違い



けんか

横の関係で、同じ大きさの
パワーを対等にやりとりする



DV

上下の関係で、
片方がいつも小さくて、
物事の決定権が相手にある

暴力は繰り返すうちに、エスカレートします



暴力を受け続けているとこんな影響も…

あなたへの影響



「子どものために」と我慢していませんか?

暴力を目撃することによって、子どもは心に大きな傷を負います。



子どもの目の前でDVが行われることは
「児童虐待」にあたります

デートDVとは…

DVは決して大人だけの問題ではありません
恋人同士の間で起きる暴力のことを
「デートDV」といいます。

- ☐ 友達と話したり会おうとすると不機嫌になる
- ☐ 好みの服装や髪型を強要する
- ☐ 執拗に電話やメール・LINE をしてくる
- ☐ 無理やり体をさわったりキスをする
- ☐ デートの費用を負担させる・借りたお金を返さない

一人で抱え込まないで ご相談ください

日光市女性相談ほっとライン 0288-30-4140
月～金 8:30～17:15 (祝休日・年末年始を除く)

とちぎ男女共同参画センター 028-665-8720
月～金 9:00～20:00
土・日 9:00～16:00 (祝休日・年末年始を除く) ※面接相談要予約

認定NPO法人ウイメンズハウスとちぎ 028-621-9993
月～金 9:00～17:00 (祝休日・年末年始を除く) ※面接相談要予約

相談無料・秘密は守られます。